

指定管理者の変更に伴う地域包括支援センター受託事業者の変更について

1. 対象施設と現在の運営法人

- ① 東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草 【社会福祉法人 台東区社会福祉事業団】
(あさくさ高齢者在宅サービスセンターを含む)
- ② 東京都台東区立特別養護老人ホーム台東 【社会福祉法人 聖風会】
(たいとう高齢者在宅サービスセンターを含む)

2. 指定管理業者の取消理由

- ① (仮称) 竜泉二丁目福祉施設特別養護老人ホームが、令和6年度中の開設当初から共生型サービスを提供できるように台東区社会福祉事業団の準備期間を確保するため
- ② 財務状況の悪化を理由に事業者からの申し出があったため

3. 指定管理期間の変更

変更前 令和7年3月31日まで

変更後 令和6年3月31日まで ※1年間の短縮

4. 次期指定管理者の選定とスケジュール

- ・公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、選定を行う。
- ・選定委員会において書類審査、面接審査を経て候補者を決定する。
- ・令和5年 第3回定例会で指定管理者の指定について議会の承認を得る予定。

5. 地域包括支援センターの運営法人の変更について

地域包括支援センターは、介護保険法において市町村が設置し委託することができる。台東区ではすべての地域包括支援センターを社会福祉法人に委託している。

また、多くは指定管理者制度に基づき決定される特別養護老人ホームの運営法人と別途委託契約を締結している。

指定管理期間の変更対象の特別養護老人ホーム浅草には「あさくさ地域包括支援センター」、特別養護老人ホーム台東には「たいとう地域包括支援センター」が併設されていることから、令和6年度から地域包括支援センターの運営法人も変更となることとなった。

特別養護老人ホームの新たな指定管理者が確定した後に、引継ぎ等を適切に進めていきます。